

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要ですが、
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口にチェックを入れてください

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 年()第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要ですが、
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する口にチェックを入れてください

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
2	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
3	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦
4	住所
	(フリガナ)
	氏名
	性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 西暦

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員(代表者)の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期間入札の公告

令和 8年 4月28日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月14日 午前 9時00分から 令和 8年 5月21日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月27日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 9日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 4月28日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 大東市北楠の里町
地 番 81番15
地 目 宅地
地 積 83.47平方メートル
(現況)
地 目 宅地一部公衆用道路
- 2 所 在 大東市北楠の里町81番地15
家屋 番号 81番15
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 40.23平方メートル
2階 37.80平方メートル



物件明細書

令和 8年 3月27日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 大東市北楠の里町
地 番 81番15
地 目 宅地
地 積 83.47平方メートル
(現況)
地 目 宅地一部公衆用道路
- 2 所 在 大東市北楠の里町81番地15
家屋 番号 81番15
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 40.23平方メートル
2階 37.80平方メートル



令和7年(ケ)第495号
令和8年1月20日受理
令和 年 月 日提出
8.2.20

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 森 川 友 智

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大東市北楠の里町 |
| | 地 番 | 81番15 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 83.47平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大東市北楠の里町81番地15 |
| | 家屋 番号 | 81番15 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.23平方メートル
2階 37.80平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	大阪府大東市北楠の里町20番5号		
土地	物件1		
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地一部公衆用道路(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)		
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>		
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる(<input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:		
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない 種類: [<input type="checkbox"/> ある 構造: [床面積: [
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 <input type="checkbox"/> ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

その他の事項

(表札等の表示)

- 1 表札の表示 Aの姓が表示されている。
- 2 郵便受けの表示 なし

(目的土地の現況について)

- 1 目的土地を適宜概測したところ、形状および地積は概ね地積測量図（残地計算によるもの）のとおりであると思われるが、正確には専門家による測量を要する。
- 2 目的土地は、西側の一部が公衆用道路として利用されており、その余の部分は目的建物の敷地となっている（土地建物位置関係図参照）。
- 3 目的土地の北側接面道路および西側接面道路（上記2の道路負担部分を含む。）は、いずれも建築基準法上の道路である。

(目的建物の現況について)

- 1 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- 2 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- 3 目的建物内には、テレビや机等の家財道具、日常生活用品等の動産類が残置されている。
- 4 目的建物は、外壁に複数箇所のひび割れが見受けられ、内部の床は1階・2階ともに随所に撓みを感じられ、玄関引戸および内部の建具の建付けが悪く開閉しにくい箇所が見受けられたほか、経年相当の劣化、損耗が認められる。

(その他の状況について)

なし

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■相続財産清算人	1 本物件は、亡A相続財産法人の所有であり、相続財産清算人である当職が管理しています。 2 本物件は、誰にも貸しておらず、空き家の状態となっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

執行官の意見

(目的物件の占有関係)

関係人の陳述、回答書、ライフライン調査、立入調査の結果から、目的建物は所有者が、住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月22日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（相続財産清算人宛）
令和8年1月22日 11:20 - 11:25	中之島図書館	物件等調査
令和8年1月22日 12:05 - 12:15	物件所在地	物件および占有調査
令和8年1月22日 12:25 - 12:40	大東市役所	道路等調査
令和8年1月23日 10:15 - 10:20	執行官室	相続財産清算人から聴取（電話）
令和8年1月26日 11:30 - 11:35	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年1月27日 14:00 - 14:10	物件所在地	物件調査
令和8年2月4日 15:05 - 15:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6枚目)

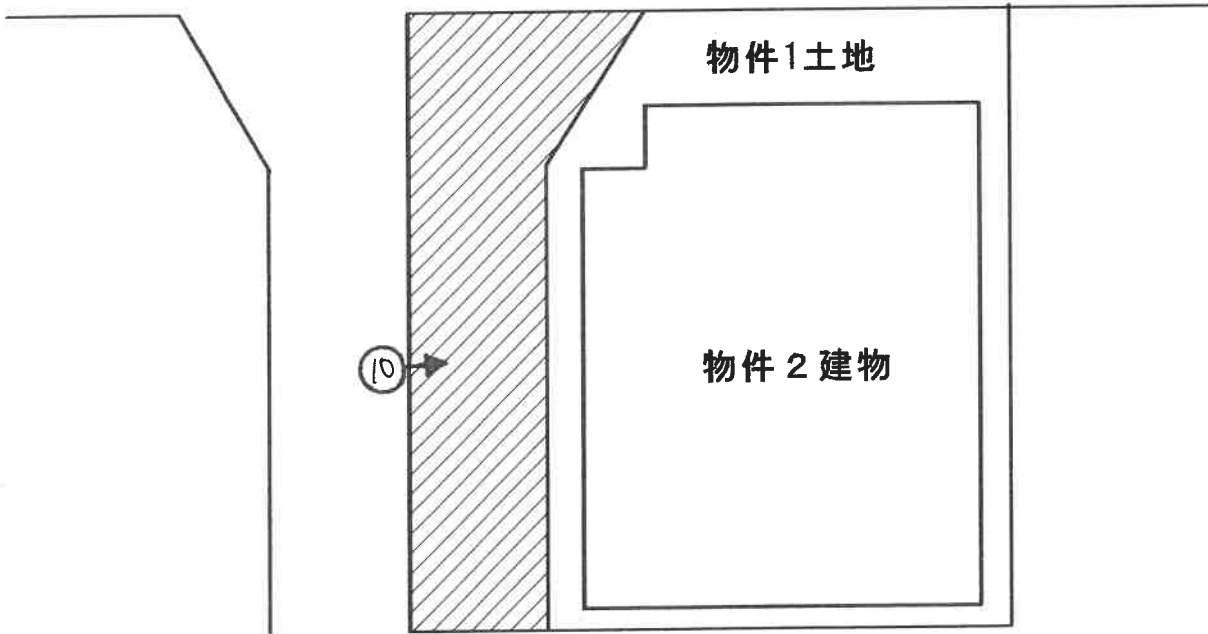
土地建物位置関係図
令和7年(ケ)495号
大東市北楠の里町81番15



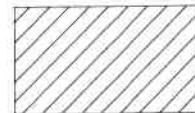
①

②

約4.0m私道
(42-1-5)

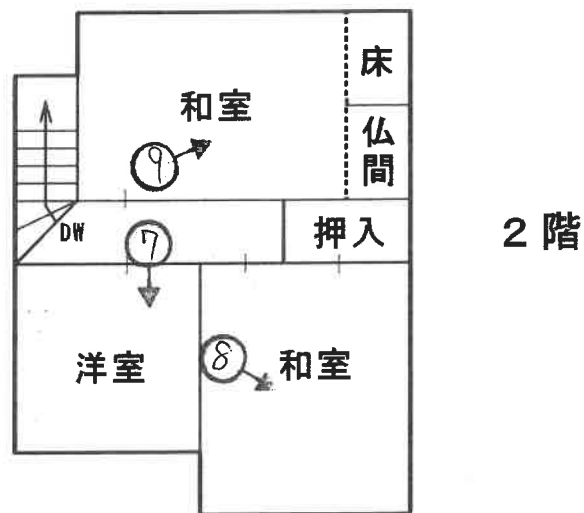
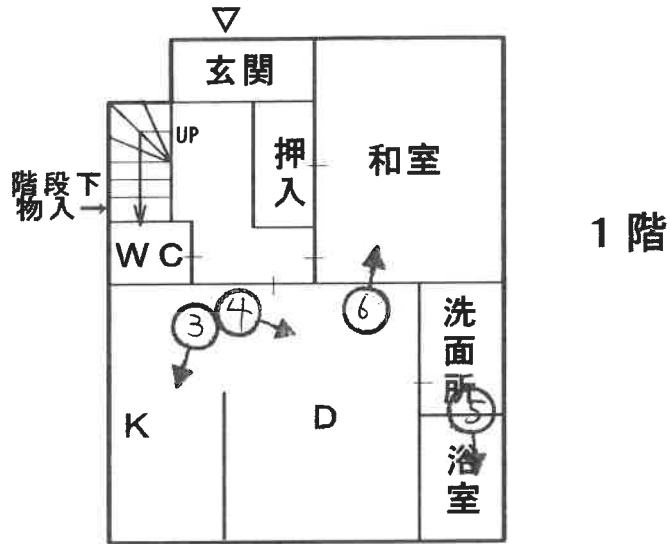


約4.0m私道
(42-1-5)



私道負担
(約18.5㎡)

間取図 (概略図)
令和7年 (ケ) 495号
大東市北楠の里町81番15
S52新築 / 木造瓦葺2階建 / 居宅



【写真】

①



目的建物

②

物件1 道路負担部分



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩ 外壁のひび割れの状況



令和 7年 (ケ) 第495号
令和 8年 2月 4日 現地調査
令和 8年 3月 9日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

正井 智子

第1 評価額

一 括 価 格	
金 9,140,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 4,470,000 円
物件2	金 4,670,000 円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計額である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更は考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 番 地 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	物件目録と地積測量図並びに現地概測数量は概ね一致した。その他については下記特記事項記載のとおり。
2	所 在 号 家 屋 番 種 類 ・ 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1	<ul style="list-style-type: none"> 物件1土地の一部は接面する西側私道を負担しており、現況を「宅地、一部公衆用道路」と判定した。なお、私道負担面積は、現地概測の結果、約18.5㎡（約9.1m×約2.0m+隅切部分）と判定した。これは、固定資産税課税明細書記載の現況道路非課税面積（18.47㎡）と概ね一致した。 		
2	特にない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR片町線「四条畷」駅の西方約500m（道路距離） （別添位置図 参照）		
付近の状況	低層一般住宅が区画整然と建ち並ぶ住宅地域。付近の道路の幅員，系統・連続性は，概ね普通である。最寄駅までは概ね徒歩圏に在り，徒歩圏内にスーパーマーケット等も存することから，日常の生活利便性は概ね普通である。今後，特段の変動要因は無く，当面は現状を維持するものと予測する。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	150%	
	防火規制 その他規制	建築基準法第22条 日影規制，絶対高さ（10m），宅地造成工事等規制区域，立地適正化計画（居住誘導区域）	
画地条件 （宅地部分）	規模	約 64.97㎡	
	形状	ほぼ長方形	
	間口・奥行	間口約6.9m（北側），奥行約9.1m（西辺）	
	高低差等	各道路に対し概ね等高に接面している。	
接面道路	北側	幅員約4.0m舗装市管理道路（建築基準法第42条1項5号）	
	接道状況	角地	
土地の利用状況	現況	低層住宅	
	物件1の隣地の状況	東：住宅 南：住宅	西：道路 北：道路
供給処理施設	上水道	あり	
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について調査したところ，まず，対象建物が法令上の特定施設に該当した履歴は確認できなかった。閉鎖登記簿による確認では，明治時代より複数の個人，法人間で所有権移転されたが，土壌汚染物質使用が想定される所有者名等は確認されなかった。また，昭和38年以降の過去の住宅地図による確認では，当時から住宅の敷地として使用され，昭和52年に現在の建物が建築されたと推認される。過去及び現在の利用状況等からは土壌汚染の可能性は低いと判断され，ヒアリングからも土壌汚染について特段の情報は得られなかったが，土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには，土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 目的土地は，周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていないが，「北新町遺跡」の周辺地に該当し，建築，掘削時等において協議を要請される場合がある。 		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

①（物件2/専有部分）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日	昭和52年12月20日 新築 （登記記載）
	経過年数	約48年
	経済的残存耐用年数	0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル吹付 等
	内 壁	ビニールクロス貼, 壁紙 等
	天 井	ビニールクロス貼, 合板 等
	床	フローリング, 畳 等
	設 備	電気, 給排水設備, ガス 等
	そ の 他	特にない。
床面積（現況）	延 78.03㎡	
	増築はなく、登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間 取 り	4DK
品 等	中位	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	債務者兼所有者が空家の状態で占有している。詳細については、現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	<p>(1) 目的建物の外壁には複数箇所のクラックが見受けられた。</p> <p>(2) 目的建物内部には多数の家具、動産等が残置されていた。</p> <p>(3) 目的建物内部の床は随所に撓み、緩みを感じられたほか、建具の建付が悪く、扉等が開閉しにくい箇所があった。</p> <p>(4) その他については、雨漏り等は無く、概ね経年候の老朽化と判断した。</p> <p>(5) 実査時点において、水道、ガス、電気等の使用の可否は確認していない。</p> <p>(6) 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p> <p>(7) 建築確認あり、検査済証あり。</p>	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件1の更地価格を算出し、これに必要なに応じて建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価補正率 エ	建付地価格 千円未満四捨五入 (円) オ= (ア×イ×ウ×エ)
1の内 (宅地部分)	202,000	1.05	64.97	0.90	12,402,000
1の内 (私道部分)	202,000	0.05 私道価値率	18.50		187,000
合計					12,589,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

○地価公示 大東-1

$$\text{標準価格 } 196,000 \text{ 円/㎡} \times \frac{\text{時点修正 } 106}{100} \times \frac{\text{標準化補正 } 100}{102} \times \frac{\text{地域格差 } 100}{101} \cong \text{標準画地価格 } 202,000 \text{ 円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正	規模	形状	高低差	方位	行政	その他	相乗積
	1.00	1.00	1.00	1.02	1.00	1.00	1.02

地域格差	街路	接近	環境	行政	将来	その他	相乗積
	1.00	0.98	1.03	1.00	1.00	1.00	1.01

イ 個別格差 : (宅地部分)

個別格差	規模	形状	高低差	方位	行政	角地	相乗積
	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.04	1.05

(私道)

0.05 ※私道部分の現況利用状況、道路の種類等を考慮して査定。

ウ 地積 : 宅地部分 : (登記数量) - (私道部分面積), 私道部分 : 現地概測数量を採用した。

エ 建付減価補正率 : 本件においては-10%が適切と判断した。

(2) 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) 千円未満四捨五入 エ= (ア×イ×ウ)
2 (主である建物)	200,000	78.03	0.03	468,000

ウ 建物現価率

$$\text{現価率} = \left[\frac{\text{※1}}{0.05} + (1 - \frac{\text{※1}}{0.05}) \times \frac{\text{※2}}{0} / (0 + \frac{\text{※3}}{48}) \right] \times (1 - \frac{\text{※4}}{0.40}) \cong 0.03$$

※1 : 残価率 5.0%

※2 : 経済的残存耐用年数 0年

※3 : 経過年数 約 48年

※4 : 観察減価率 40%

(空家の状態であり、建付等が悪く、維持管理状況にやや劣る点を考慮して、観察減価率を上記のとおり判定した。)

2 評価額の決定

(1) 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 千円未満四捨五入 (円) ア×イ=ウ
1の内 (宅地部分)	12,402,000	法定地上権	0.50	6,201,000

(2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) [1 (1) オ・1 (2) エ] ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) [2 (1) ウ] イ	占有減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) 万円未満四捨五入 キ=〔(ア+イ)×ウ×エ×オ-カ〕
1	12,402,000	△6,201,000		1.00	0.70		4,340,000
	187,000	—		1.00	0.70		130,000
	目録1土地合計						4,470,000
2	468,000	+6,201,000	1.00	1.00	0.70	0	4,670,000
一括価格(合計)							9,140,000

ウ 占有減価

対象建物について買受人の引受となる占有権は存せず、減価は要しないものと判断した。

エ 市場性修正率

本件の場合には不要と判断した。

オ 競売市場修正率

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価(敷金等)

本件の場合には不要である。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地 [大東-1]

所 在	大阪府大東市北楠の里町136番43「北楠の里町9-22」
価 格	196,000 円/m ²
位 置	JR片町線 四条畷駅の西方 約600m (道路距離)
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	175 m ²
供給処理施設	ガス, 水道, 下水
接 面 道 路	東側 幅員約4.0m私道 中間画地
用 途 指 定 等	第1種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%・容積率150%)
地 域 の 概 況	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物 件 1	7,949,500 円
物 件 2	1,189,813 円

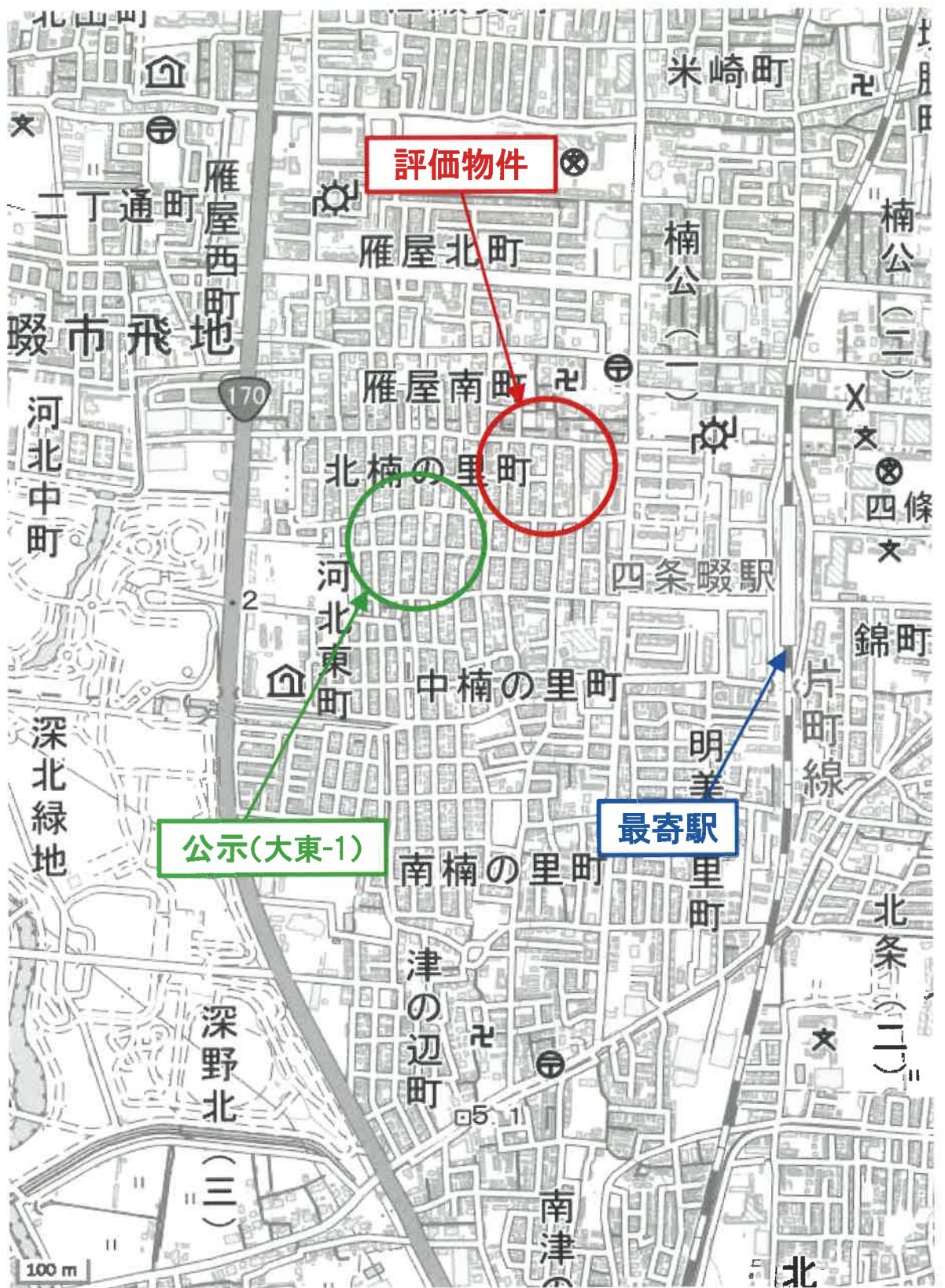
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図 (概略)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大東市北楠の里町 |
| | 地 番 | 81番15 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 83.47平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大東市北楠の里町81番地15 |
| | 家屋 番号 | 81番15 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 40.23平方メートル
2階 37.80平方メートル |





位置図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
北楠の里町

請求部	所在	大東市北楠の里町		地番	81番15		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年12月1日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：34-1

(1/1)



公図(写)

A4版に縮小

登記年月日：昭和52年11月4日

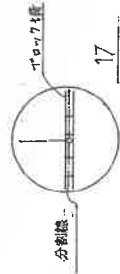
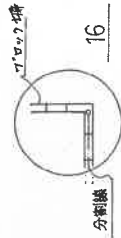
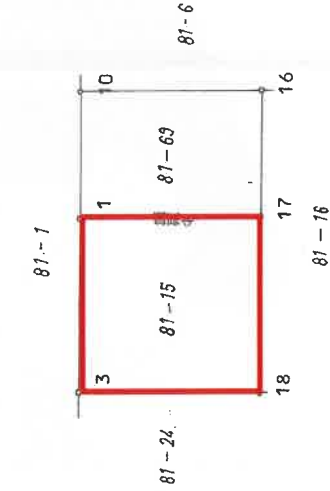
前 81-15 後・新

地番	81-15-69
土地の所在	大東市北橋ノ里町

地積測量図

52(11)4

作製年月日	昭和52年11月2日
作製者	[Redacted]



** 各点の座標 (ハチイオウキヨウ) **

点番号	NO	X	Y	方位	距離	面積
81	10	16.727	12.548			
	11	10.341	12.186	10-11	6.396	
	17	9.870	21.282	17-17	9.108	
	16	16.351	21.643	17-16	6.491	
	10	16.727	12.548	16-10	9.103	
		ケイ	117.337989			
	1/2		58.6677	ツホ	17.74	
81		コウ	142.140000			
	15	ツウ	58.668994			
		ケイ	83.471006	ツホ	25.24	

307813

(英文裏印)

縮尺	1/250
----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局東大阪支庁管轄)
 令和7年12月1日 東京法務局中野出張所

登記簿

請求番号：34-2

登記年月日：昭和53年4月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和7年12月1日

東京法務局中野出張所

登記官

各階平面図

家屋番号	81-15
建物の所在	大阪市北橋本町 81-15

各階平面図



1階 床面積

0.90 × 4.80	=	4.320
6.30 × 5.70	=	35.910
合計		40.230 ㎡



2階 床面積

0.90 × 4.80	=	4.320
5.40 × 5.70	=	30.780
0.90 × 3.00	=	2.700
合計		37.800 ㎡

N

81-1

81-24

81-69

81-16

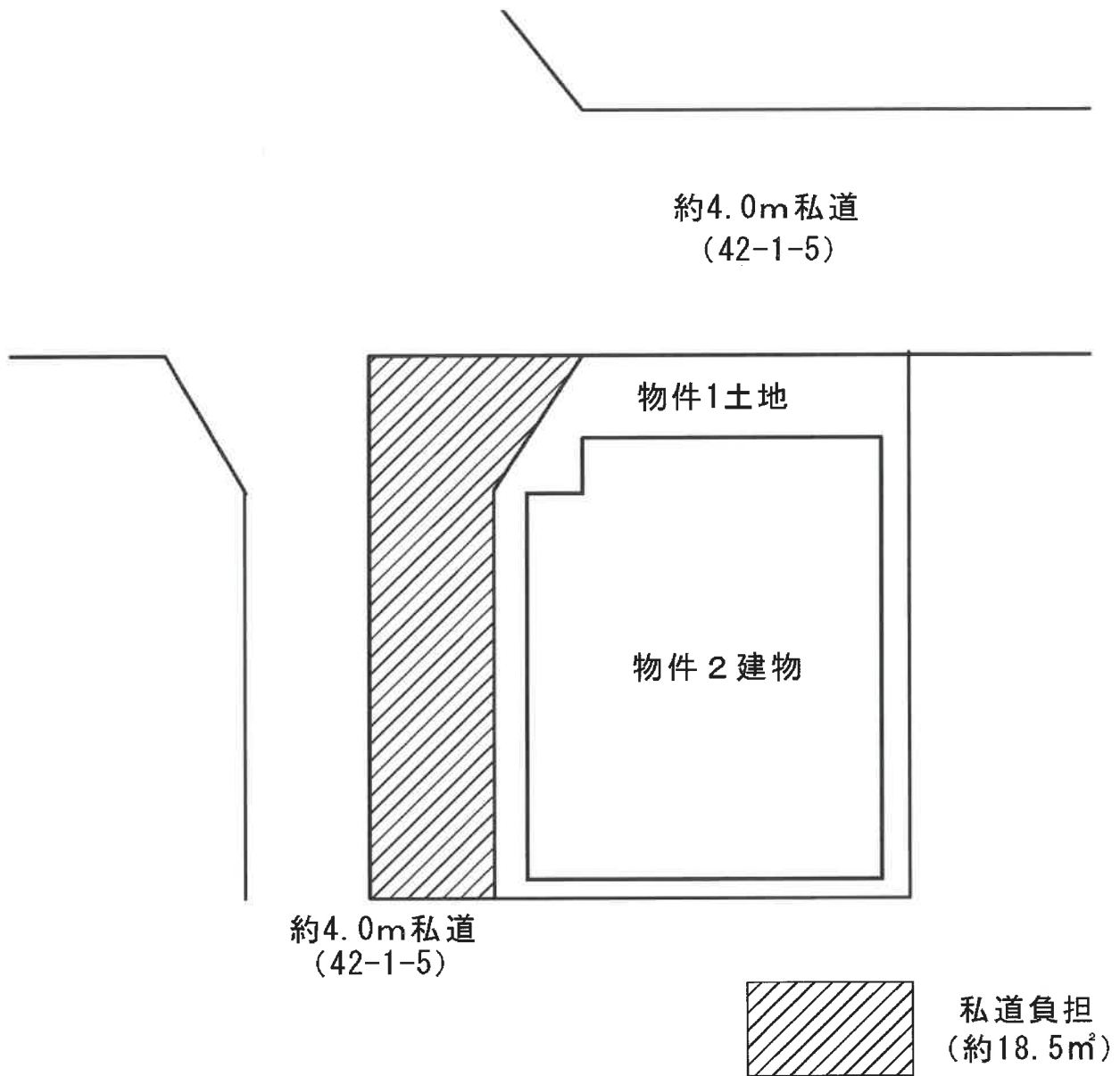
昭和53年4月17日

414047

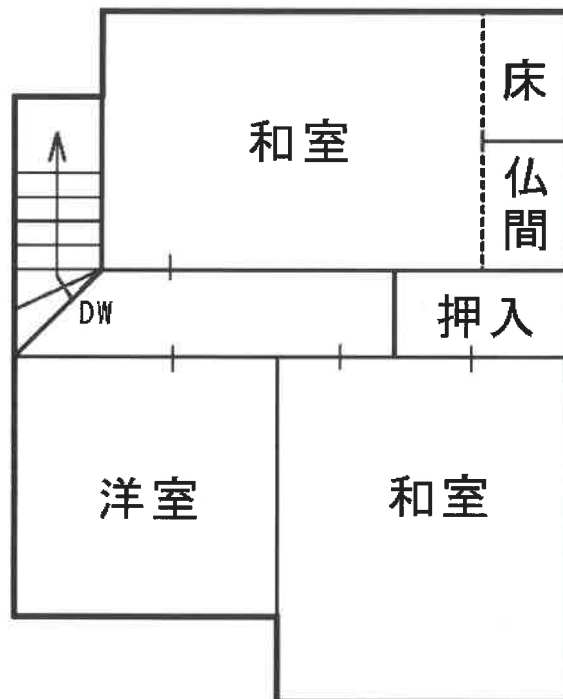
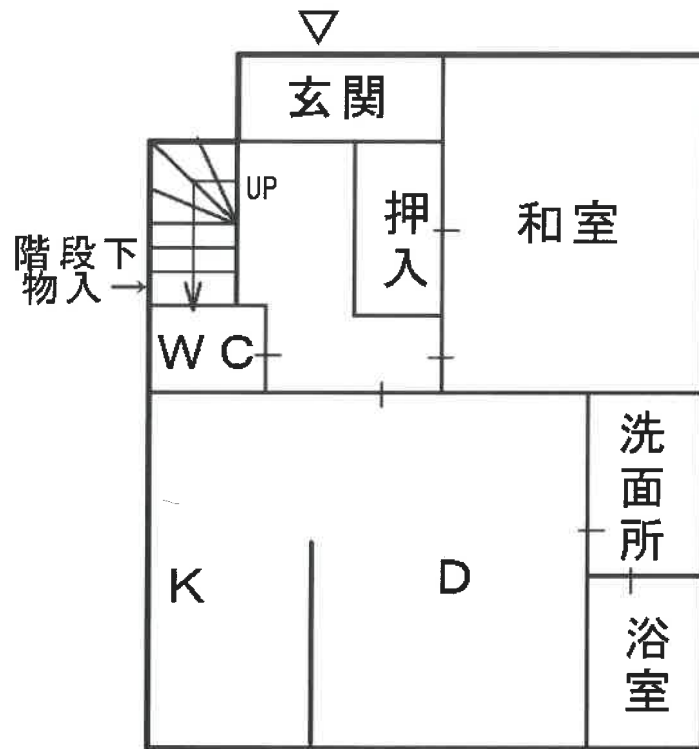
縮尺	1/250
申請人	[Redacted]

縮尺	1/250
1号	4月14日(作製)

製作者	[Redacted]
-----	------------



土地建物位置関係図



間取図(概略)